様式１

公募型見積合わせの執行について

令和８年 11 月 16 日

大阪市東成区長　春木　卓伸

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

１．見積合わせに付する事項	
（１）案件名称	母子保健事業用　乳児用身長計・沐浴用ベビー人形の買入
（２）数量・特質	別紙「仕様書」のとおり
（３）納入期限または履行期限	令和８年 12 月 28 日 月曜日
（４）納入場所または履行場所	東成区役所　２階　22 番窓口　保健福祉課(児童・保健)
２．日程及び場所	
（１）見積書提出期間	令和８年 11 月 16 日 月曜日～令和８年 12 月１日 火曜日 午後５時 30 分まで
（２）参加資格審査資料等提出期間	※本案件は参加資格審査資料の提出はありません。
（３）仕様書に関する質問期間及び質問方法	令和８年 11 月 16 日 月曜日～令和８年 11 月 20 日 金曜日 午後５時 30 分まで 仕様書に関する質問については、書面により行うこと。（様式は問わない。） FAX：06-6972-2781 メールアドレス：tn0010@city.osaka.lg.jp ※メールの件名には、本案件名称を記載すること。
（４）質問回答方法	質問の回答は、令和８年 11 月 25 日 水曜日までに東成区役所ホームページ上にて行う。
（５）申込場所	東成区役所２階　22 番窓口　保健福祉課(児童・保健) ※提出は、持参、郵送、メールまたは FAX により行うこと。 メールアドレス：tn0010@city.osaka.lg.jp FAX：06-6972-2781 ※FAX の場合は、送信後に「５．事業担当」へ電話で到達を確認すること。
（６）契約相手方通知日	令和８年 12 月３日 木曜日までに「５．事業担当」より電話にて連絡する。契約相手方となった場合は、通知後物品供給見積書、仕様書及び特記仕様書をホッチキス止めし、全頁の間の綴じ目をまたぐように割印（袋とじのうえ割印でも可）を押して提出すること。
３．参加資格	
（１）令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「27：医療用機器」または「50：模型」で登録されていること。 （２）入札参加申出時において、大阪市入札参加停止措置要綱に基づく措置停止を受けていないこと。 （３）大阪市契約関係暴力団除外措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。 （４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないものであること。	
４．参加申し込み等	
（１）申込書類	物品供給見積書の要件を満たす見積書　※併せて金額内訳がわかる明細書を提出すること。
（２）申込書類の配布場所	物品供給見積書については、東成区役所ホームページにて配布

５．事業担当（仕様書の内容に関する質問先）	
東成区役所　保健福祉課(児童・保健)	〒537-8501　大阪市東成区大今里西 2-8-4　東成区役所　2 階 担当者名：岸・古山 電話番号：06-6977-9882
６．契約担当(公募型見積合わせの制度等に関する質問先)	
東成区役所　総務課	〒537-8501　大阪市東成区大今里西 2-8-4　東成区役所　3 階 担当者名：東本・下林・西岡 電話番号：06-6977-9034

７．その他事項

（１）申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

（２）大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 3 号に該当するときは契約保証金を免除する。

（３）見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効にする。

（４）決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

（５）決定後、同ホームページに掲載している誓約書を記入し、「５．事業担当」へ提出すること。

（６）契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

（７）提出した見積書は、書換え、引換え、又は撤回することはできないが、見積書提出期限内に見積書錯誤無効届を提出し、本市職員が錯誤無効と認めた見積書については無効とすることができる。

（８）「４（１）申込書類」中、「物品供給見積書の要件を満たす見積書」とは、「契約希望金額の 110 分の 100 に相当する見積金額」、「見積書提出日」、「案件名称」、「事業者名」、「代表者氏名」、「代表者印」「事業所所在地」等を明記した書類を言う。

（９）提出された見積書に記載の見積金額及び見積参加事業者名等については公表することがある。